

平成30年1月31日、下記10点の図書類について「青少年に有害な図書類(包括指定)」であることを社会環境調査会において確認しました。(福島県青少年健全育成条例第18条第2項第1号及び第2号)。

※ 本県において、これらの有害な図書類については、満18歳未満の青少年への販売、貸付け、頒布又は供与等が禁止されます(同条第3項)。

また、書店等の図書類取扱業者においては、これらを「区分陳列」とともに、「青少年が購入し、借り受け、閲覧し又は視聴することができない旨の掲示」をしなければなりません(同条第4項及び第5項)。

#### 記

#### 有害図書類(包括指定)

区 分	名 称	発行所等
コミック	コアコミックス519 いたずら彼女の魅惑のスキマ	(株)コアマガジン
コミック	メンズゴールドセレクション6 たまらないHな体験教えます	(株)リード社
コミック	花魁炎上	日本ジャーナル出版
コミック	まんが密着 絶望24時	(株)コアマガジン
雑 誌	月刊劇漫スペシャル 2018 3月号	(株)竹書房
雑 誌	週刊ポスト 増刊2018新春スペシャル	小学館
雑 誌	封印映像 淫賀新年姫初めスペシャル 2018	(株)コスミック出版
雑 誌	CIRCUS MAX 2018 2月号	KKベストセラーズ
雑 誌	芸能お宝共和国 Frontier	(株)ブレインハウス
雑 誌	増刊エキサイティングマックス 2月号(DVD付き)	ぶんか社

#### 〔「包括指定」制度について〕

次の要件をみだす「図書類」又は「がん具類」については、本県青少年健全育成条例上は、個別の諮問や指定行為(県報告示)を経ることなく、発行時又は製造時において自動的に「有害図書類」又は「有害がん具類」に指定されたものとみなされ、本県においては、満18歳未満の青少年に対する販売等が禁止されるという制度のことであります。

これに違反した場合には、「30万円以下の罰金」に処せられることがあります(同条例第34条第4項第2号及び第5号)。

#### 【図書類】(同条例第18条第2項)

- 卑わいな姿態等を被写体とした写真又は描写した絵が20ページ以上、又は、ページ総数の5分の1以上ある書籍又は雑誌(第1号)。
- 卑猥な姿態等を描写した場面が、合わせて3分を超え、又は、連続して3分を超えるビデオテープ又はビデオディスク(第2号)。
- 図書類の内容についての審査を行う団体で知事が指定するもの(※)が青少年の閲覧又は視聴を不相当と認めた図書類であって、当該団体の定める方法によりその旨が表示されているもの(第3号)。

※ 日本ビデオ倫理協会、コンピュータソフトウェア倫理機構、特定非営利活動法人コンピュータエンターテインメントレーティング機構、一般社団法人日本コンテンツ審査センター(旧称：一般社団法人映像倫理機構)

#### 【がん具類】(同条例第20条第2項)

- 下着の形状をしたがん具(第1号)。
- 使用済みの下着であるとして、又は、これと誤認される表現若しくは形態を用いて、包装箱その他の物に収納されている物品(第2号)。

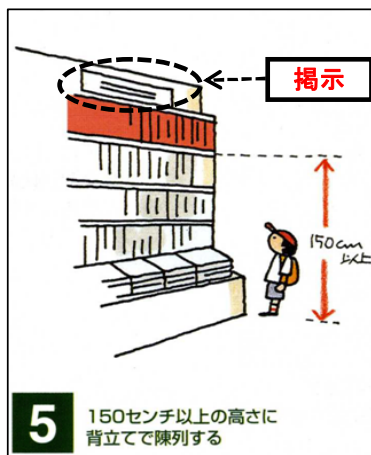
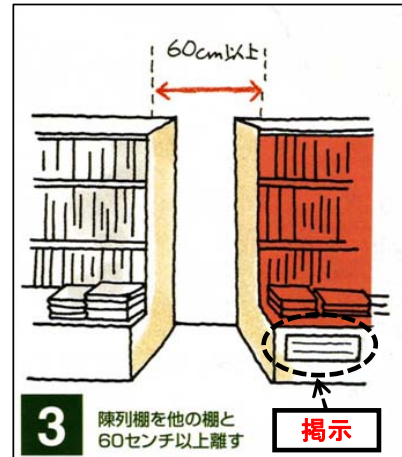
(「普通の未使用の女性用下着」であっても「女性の下着姿の写真」が添付されているものなどは、これにあたりません。)

- 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供するがん具(第3号)。

# 区分陳列の方法

[福島県青少年健全育成条例第18条第4項、同施行規則第2条の2]

図書類の販売又は貸付け等を業とする者は、次のいずれかの方法により、有害図書類を他の図書類と区分するとともに、これを従業員が容易に監視できる店内の一定の場所にまとめて陳列しなければなりません。いずれの方法によるかは、それぞれの店舗において最適な方法を選択することになります。 **(併せて「掲示」も必要です)**



上の **1** ~ **6** いずれかの方法で「区分陳列」とともに、陳列場所の見やすい箇所に、下記の例のように**青少年が有害図書類を購入し、借り受け、閲覧し又は視聴することができない旨を「掲示」**しなければなりません。

## 「掲示」の一例

福島県青少年健全育成条例により、  
満18歳未満の方の（ ）  
をお断りいたします。

（ ）内には、購入、借受け、閲覧又は視聴など、該当する言葉を入れてください。

書店等の図書類取扱業者が、上記の方法により適切に区分陳列及び掲示をしていない場合、知事は、その有害図書類の陳列方法を改善し、又は掲示をすべきことを命ずることができます。（同条例第18条第6項）

この命令に違反した場合、30万円以下の罰金に処せられることがあります。（同条例第34条第4項第3号）